

平成31年第5回（1月）臨時会

# 鏡石町議会会議録

(第372号)

平成31年1月21日 開会

平成31年1月21日 閉会

鏡石町議会

## 第5回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示 .....	1
○応招・不応招議員 .....	2
第 1 号 (1月21日)	
○議事日程 .....	3
○本日の会議に付した事件 .....	3
○出席議員 .....	3
○欠席議員 .....	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	4
○事務局職員出席者 .....	4
○開会の宣告 .....	5
○招集者挨拶 .....	5
○開議の宣告 .....	5
○会議録署名議員の指名 .....	5
○会期の決定 .....	6
○議案第240号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6
○議案第241号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7
○議案第242号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8
○議案第243号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	12
○議案第244号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	13
○議案第245号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	14
○議案第246号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	15
○議案第247号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	15
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について .....	16
○閉議の宣告 .....	16
○町長挨拶 .....	17
○閉会の宣告 .....	17
○署名議員 .....	19

鏡石町告示第2号

第5回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成31年1月17日

鏡石町長 遠藤 栄作

記

1. 期 日 平成31年1月21日（月） 午前10時30分

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

1. 付議事件

- (1) 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）
- (5) 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
- (6) 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- (7) 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- (8) 平成30年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	小林政次君	3番	橋本喜一君
4番	古川文雄君	5番	菊地洋君
6番	長田守弘君	7番	畑幸一君
8番	井土川好高君	9番	大河原正雄君
10番	今泉文克君	11番	木原秀男君
12番	渡辺定己君		

不応招議員 なし

平成31年第5回鏡石町議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成31年1月21日(月)午前10時30分 開会

- |     |    |                        |   |
|-----|----|------------------------|---|
| 日程第 | 1  | 会議録署名議員の指名             |   |
| 日程第 | 2  | 会期の決定                  |   |
| 日程第 | 3  | 議案第240号                | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 4  | 議案第241号                | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第 | 5  | 議案第242号                | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 日程第 | 6  | 議案第243号                | 平成30年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)                      |
| 日程第 | 7  | 議案第244号                | 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)        |
| 日程第 | 8  | 議案第245号                | 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)               |
| 日程第 | 9  | 議案第246号                | 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)              |
| 日程第 | 10 | 議案第247号                | 平成30年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3号)                   |
| 日程第 | 11 | 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について |   |

---

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

出席議員(10名)

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 小林政次君  | 3番  | 橋本喜一君 |
| 4番  | 古川文雄君  | 5番  | 菊地洋君  |
| 6番  | 長田守弘君  | 7番  | 畑幸一君  |
| 8番  | 井土川好高君 | 10番 | 今泉文克君 |
| 11番 | 木原秀男君  | 12番 | 渡辺定己君 |

欠席議員 9番 大河原正雄君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	柳沼英夫君
都市建設課長	小貫正信君	上下水道課長	吉田竹雄君
教育課長	角田信洋君		

---

事務局職員出席者

議会事務局	小貫秀明	副主査	藤島礼子
局長			

開議 午前10時30分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。  
ただいまから、第5回鏡石町議会臨時会を開会いたします。
- 

- 議長（渡辺定己君） 初めに臨時会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

6番、長田守弘君。

〔議会運営委員長 長田守弘君 登壇〕

- 議会運営委員長（長田守弘君） おはようございます。  
第5回鏡石町議会臨時会議事日程をご報告いたします。  
第5回鏡石町議会臨時会議事日程表。平成31年1月21日（月）午前10時30分、開会、招集者あいさつ、開議、議事日程、日程番号、件名の順でご報告申し上げます。  
〔以下、議事日程表により報告する。〕
- 

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本臨時会にあたり町長から挨拶があります。  
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。  
本日は、第5回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ議員の皆様には、公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。  
本臨時会にご提案申し上げますのは、昨年10月2日に行われました福島県人事委員会の勧告に準ずる町職員の給与に関する条例の一部改正をはじめとする関係条例の改正並びに補正予算とあわせ、合計議案8件であります。  
ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。
- 

◎開議の宣告

- 議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は10名です。  
定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。  
なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、9番 大河原正雄君の1名です。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番、小林政次君、3番、橋本喜一君、4番、古川文雄君の3名を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決しました。

---

### ◎議案第240号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第240号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

ただいま上程されました、議案第240号議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、人事委員会勧告、国家公務員につきまして昨年の8月10日に国及び内閣に対しまして、国家公務員の月例給と手当の改定にかかる勧告を行ったところでございます。これをうけまして、福島県人事委員会では、10月2日、県に対しまして、昨年4月時点における県の給与と民間給与との較差0.09%を埋めるために、給料月額を引き上げを行うとともに勤勉手当を0.05月分引き上げるよう勧告を行ったところでございます。町といたしましては、福島県人事委員会勧告に準じた職員の給与等の改正及び県議会、県内自治体の動向を踏まえまして、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例につきましてご説明申し上げます。

まず、第5条、勤勉手当の規定でございますけれども、第2項中、6月支給する割合、「100分157.5」及び12月支給する割合「100分167.5」につきまして、平成31年度から職員の支給割合が均等になること及び0.05月分を引き上げまして「100分165」に改めるものでございます。

附則に第9項を追加し、平成30年12月に支給する割合の適用につきましては「100分の167.5」を「100分の172.5」と組み換えるものでございます。

改正附則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行いたしますが、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合の適応につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、改正後の附則第9項の規定につきまして、平成30年12月1日から適用し、第3項として改正前に支給されました期末手当については、改正後の期末手当の内払いとするものでございます。

以上、上程されました議案第240号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔〔なし〕の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。議案第240号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（渡辺定己君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第241号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第4、議案第241号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第241号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

このたびの一部改正につきましては、福島県人事委員会の勧告に準じました職員の給与等改正及び県及び県内自治体の同行を踏まえまして期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

第3条、期末手当の規定でございますけれども、第2項中6月に支給する場合の割合、「100分157.5」及び12月支給する割合「100分167.5」につきまして、平成31年度から職員の支給割合が均等となること及び0.05月分を引き上げまして「100分165」に改めるものでございます。

附則に第17項を追加し、平成30年12月に支給する割合の適応につきましては、「100分の167.5」を「100分の172.5」とするものであります。

改正附則第1項としまして、公布の日から施行いたしますが、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合の適応につきましては、平成31年4月1日から施行するものであります。第2項といたしまして、改正後の附則第16項の規定につきましては、平成30年12月1日から適用し、第3項といたしまして改正前に支給された期末手当は改正後の期末手当の内払いとするものでございます。

以上、上程されました議案第241号につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。議案第241号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第242号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第242号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第242号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

5ページになります。

このたびの一部改正につきましては、昨年の10月2日福島県人事委員会の県に対し、県職員の給与と民間給与との格差0.09%を埋めるため、給料月額を引き上げを行うとともに、勤勉手当を0.05月分引き上げるよう勧告を行ったところでございます。

町といたしましては、地方公務員法の趣旨を踏まえ福島県人事委員会の勧告に準

じて職員の給料等の改正及び地方公務員法の改正に伴う所要の改正をおこなうものでございます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部の改正についてご説明いたします。

第11条第2項第2号中、自動車等の使用距離に応じた通勤手当の額につきましては、県職員の条例改正に合わせ増額改正するものであります。

第18条第2項期末手当につきましては、6月、12月支給率合計に改正はありませんが、人事委員会勧告によりまして、平成31年度から支給率を均等にすることから、「100分の127.5」とするものであり、第3項再任用職員の支給率についても、同様に改正するものであります。

第19条第2項第1号中の、勤勉手当の支給率を「100分の90」を「100分の92.5」に改め、同項第2号、再任用職員についても、同様に改めるものであります。

附則の第15項の特定職員の減額措置規定につきましては、「100分の0.81」を「100分の0.8325」に改め、最低号給に達しない場合につきましては、通常の「100分の90」を「100分の92.5」にそれぞれ改めるものであります。

次に、職員の給料表を別表第1のとおり、改定後の給料表を若年層へ重点を置き、給料月額につきましては、次のページ、7ページから9ページのとおり改正するものでございます。

次に10ページをお願いいたします。

附則第1項につきましては、公布の日から施行し、ただし書きにおきまして、第11条の通勤手当の規定、第18条期末手当の規定につきましては、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に第2項につきましては、別表第2給料表の適用につきましては、平成30年4月1日とし、勤勉手当の規定は、平成30年12月1日から適用するものであります。

第3項につきましては、給与の内払いを規定したものであり、第4項につきましては、平成30年12月に支給する割合の特例として、それぞれ読み替えるものであります。

第5項につきましては、施行に関し必要な事項は町長へ委任するとした規定であります。

以上、上程されました議案第242号につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、今泉文克君

〔10番議員 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 10番 今泉でございます。

ただいま議案として、職員の給与に関する条例の改正案につきまして、説明をいただきまして、いくつかお伺いします。

1点目は、本来ならば12月定例議会に上程する予定の議案だったと思います。そ

れがなぜこのように1ヶ月以上もずれ込んで1月の臨時議会になったのか。

2点目は、地方公務員の給与に関する全国的に色々な指数がありますが、その中でラスパイレス指数があると思うんですが、前にも聞いたと思いますが、鏡石町はどのくらいの数字になっているのか、全国で何位くらいに、市町村ではどのくらいか、ラスパイレス指数の上位はどこになっているのかおたずねしたいと思います。

3点目は、県の人事委員会の勧告によるとという説明をいただきましたが、県の人事委員会が勧告したのは、福島県にあったと思うんですが、わが鏡石町に勧告があったのか。あったとしたら県人事委員会からいつあったのか、おたずねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、なぜ1月に上程するのかにつきましては、県の議会では12月7日に可決した、当議会は12月10日ということで、当然ながら人事委員会がありますのは県だけでございますので、それ以外の市町村については、人事委員会がないということで、これまでも県の人事委員会に準じて人勧を進めてきたところでございまして、当町といたしましては、7日と10日ですから間に合わないことはないと思われませんが、当然ながら県の議決がおりてから、あと県内の動向をみさせていただきたいということで、今回1月に上程させていただいたところです。

次に2点目のラスパイレス指数でございしますが、ラスパイレス指数につきましては、ご存知のように国家公務員の本省課長級から一番下、それ以外の全国、市町村については、一番下から上位までの給与を比較した指数になっておりまして、当町におきましては、29年4月1日で99.5でございします。これにつきましては、27年も同じく99.5でございしました。それ以外については、だいたい100以下でという状況でございまして、県内の市町村では、100という数字になっているということでございします。

全国の順位については、公表されておられませんのでなんとも言えないんですけど、県内の状況でラスパイレスが一番高いところにつきましては、天栄村さんが高いというような指数でございまして、だいたい県内の市町村で、先程いきました100というような平均の数字になっているところでございします。

次に、県からの勧告は、当町にあったのかということでございますけれども、県の人事委員会は、県の職員のための人事委員会でございますので、それ以外の市町村にはございしませんから、一応県のほうに勧告をおこなって県内の市町村は、それらの動向をみながら各市町村が判断をさせていただくということでございしますのでよろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉議員の再質疑の発言を許します。

10番、今泉文克君

〔10番議員 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま伺いますと、ラスパイレスというのがいうまでもなく99.5%ということは、国家公務員に準じるような賃金の位置づけでありますね。

これらについては、福島県で一番高いのは天栄村、隣でありますね。全国の1,600近くある自治体の中で全国で2位だそうです。それから隣の須賀川が全国で39位で、すごく岩瀬管内は、職員の給与基準が高い、全国の名だたる位置付けにあるわけです。

実は、産業厚生常任委員会でも議論したんですが、最低賃金についても議論したところ、東京は、時給が985円とほぼ1,000円近くになってました。ところが、福島県は772円できまりました。東京都の差が78%の位置づけです。

これだけの最低賃金に格差があるけども、ある意味地方自治体の職員の給与というのはほぼ同じ、あるいは天栄村、須賀川市のように高いという位置づけがあるわけです。その中で、県の人事委員会が県に勧告したから鏡石町も勧告があったあったんだったらともかく、ないのにこういうふうに毎年毎年人事案件給与のアップを12月議会でおこないました。なおかつ職員については、4月にさかのぼってということですから、ほぼ10ヶ月前にさかのぼって支給するわけでありまして。これで見ますと、今回このあとの243号から247号までの5件なんですけど、補正予算という主たるものが職員の給与アップにかかわる補正が主力なんです。そのトータルが250万円ほどアップによって我々議会も含めながらあがるわけです。

ということは、250万ということは、非常に町の会計予算100億に比べればわずかな金額かもしれませんが、これ全てが税金でまかなっておりますから、（削除）

○議長（渡辺定己君） 再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

なぜ、当町に人勧がこないのにあげるのかということですが、これらにつきましても、そもそも労働基本権が保障されていないということで人事院勧告制度がつけられていると、さらには、人事院勧告制度については、地方公務員法にもありますように、そのときどきの情勢に適応する給料を与えなければならないという根本がございますので、このようなかたちで県の人事委員会勧告、県にしかありませんので県に人勧に準じて各市町村が引上げや引下げを実施しているところでもあります。

つぎに、4月にさかのぼるという内容でございますけども、これらにつきましても、30年4月1日現在の給料表を比べますので、もうすでに民間は引きあがって差がありました。その分については、民間は支給されておりますので、4月にさかのぼって給料の差額をだすということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君にお尋ねします。

先ほどの3番目の質疑は、会議録から削除してよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君の再々質疑の発言を許します。

10番、今泉文克君

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいまこの案につきましても、毎年このようなかたちで行

われてきて、このあとの一般会計補正予算についてつながってくるわけですが、これらについて執行としては、そういう給料改定の部分を除いた修正案をだす考えはおもちでないか。議会、町長の報酬アップ、職員の給料改定これらの増額分を除いた修正案を執行としては、提案することが考えられないか。

もし考えられないのであれば、以降の5議案は、反対せざるおえないような環境なのかなあというふうに思っております。

以上、この戒石銘の件については、質問を取り下げまして、私の3回目の質問を  
とじさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 再々質疑に対する答弁を求めます。

町長 遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 10番議員の再々質疑にご答弁申し上げます。

修正するという考えはございません。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。議案第242号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第243号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第243号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第243号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

12ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、県の人事委員会勧告に準じました議会議員、町長等及び職員の給与等の引き上げに伴います補正及び、施設の改修にかかる補正で

ございます。

歳入歳出の総額に変更はありませんで、予備費で調整をおこなうものであります。

歳入歳出の予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の予算の補正の区分及び金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によるものでございます。

内容につきましては、16ページからの事項別明細書によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○総務課長（柳沼英夫君） 以上、ご説明を申し上げました。

ご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。議案第243号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第244号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第244号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫正信君。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第244号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、県人事委員会勧告に準じました職員の給与の改正による補正でありまして、事業費を組み替えるもので、全体の額の増減はございません。歳入歳出予算の補正につきましては、27ページ第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

内容につきましては、30ページの事項別明細書によりまして説明させていただきます

ます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（小貫正信君） 以上、ご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決をおこないます。議案第244号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地  
区画整理事業特別会計 補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第245号～議案第247号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第245号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第9、議案第246号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）並びに日程第10、議案第247号 平成30年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第245号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第246号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）並びに議案第247号 平成30年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の3議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、34ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第245号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につ

きまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事委員会勧告による職員の給与改訂による増額補正でございます。予算組み替えのため歳入歳出の増減はありません。

詳細につきましては、38ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 次に42ページをお開きください。

議案第246号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事委員会勧告による職員の給与改訂による増額補正でございます。予算組み替えのため歳入歳出の増減はありません。

詳細につきましては、46ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 次に50ページをお開きください。

議案第247号 平成30年度鏡石町上水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事委員会勧告による職員の給与改訂による増額補正でございます。第2条収益的収入及び支出では、第1款水道事業費用第1項営業費用既決予定額に8万円を増額し2億4,606万2,000円、第4項予備費既決予定額から8万円を減額し1,560万1,000円とするものであります。

第3条資本的収入及び支出では、予算第4条本文括弧中「過年度分損益勘定留保資金4,523万8,000円」を「過年度分損益勘定留保資金4,525万6,000円」に改め、第1款資本的支出第1項建設改良費既決予定額に1万8,000円を増額し3億9,454万1,000円とするものでございます。

第4条職員給与費既決予定額に9万8,000円を増額し3,045万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、52ページの事項別明細書によりご説明させていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、一括上程されました3議案につきまして、ご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の一括説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより3件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

○議長（渡辺定己君） これより採決に入ります。

初めに議案第245号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺定己君） 次に、議案第246号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺定己君） 次に、議案第247号 平成30年度鏡石町上水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本臨時会に付議されました議案の審議は、全部終了いたしました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、閉会にあたり招集者から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、提出いたしました議案につきまして、慎重な審議をいただき、提案のとおり議決賜り、まことにありがとうございました。

厚く御礼を申し上げます。

議員各位には、今後とも特段のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて、第5回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時20分



地方自治法第123条の規定により署名する。

平成31年1月21日

鏡石町議会議長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 小 林 政 次

署 名 議 員 橋 本 喜 一

署 名 議 員 古 川 文 雄

